主催：ぬまたとね医療・介護連携相談室／共催：沼田市・みなかみ町・昭和村・片品村・川場村

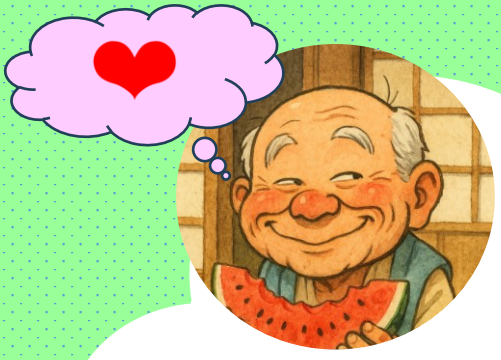

スタッフより利用者から性的な発言を受けたと相談された

ヘルパー
管理者

第1回 カスハラ事例検討会

～事例を通じて事業所としての対応を考えよう！～

スタッフより家族から暴言を受けたと相談された

訪問看護
管理者

過度な要求をしてくる利用者の対応に悩んでいる

デイケア
責任者

大小さまざまなハラスメントを受けてどうしていいかなど対処方法が分からずに、そのまま耐えながら職員は仕事していませんか？
すでにハラスメント対策は義務付けられており今後さらにハラスメント防止体制の強化に伴いその対応や・抑止が管理者に求められてきます。
今回は、事業所の職責者対象にハラスメントの基礎、事例を通しての立場や見方、対応の仕方を共有し、今後の対応に役立ててもらうための研修です。

★群馬県では、令和7年4月1日から、カスタマーハラスメント条例が施行されています。内容はカスタマーハラスメントの禁止及び県・事業者・就業者・顧客等の各主体の責務などです。

R7年11月13日（木）18：30～20：00開催

会　場	沼田利根医師会　１F講堂
参加対象者	医療・介護関係の職責者
参加費	無料　　定員　30名
問い合わせ	ぬまたとね医療介護連携相談室

岡島・増田　TEL0278-25-3671

申し込みはこちらから➡
〆切　11/10

カスハラ